

施設基準と診療報酬加算について

当院では厚生労働省の規定に基づき以下の診療報酬を算定しています。

- ① 外来感染対策向上加算ならびに発熱患者等対応加算
- ② 医療情報取得加算、医療DX推進体制整備加算

